

大田区自殺総合対策協議会設置要綱

平成 26 年 8 月 28 日 26 保保発第 10765 号区長決定
一部改正平成 27 年 6 月 1 日 27 健健発第 10563 号所長決定
一部改正平成 28 年 4 月 1 日 27 健健発第 12109 号所長決定
一部改正平成 28 年 6 月 21 日 28 健健発第 10543 号所長決定
一部改正平成 29 年 3 月 21 日 28 健健発第 12170 号所長決定
改正令和元年 11 月 29 日 31 健健発第 11743 号所長決定
一部改正令和 4 年 3 月 18 日 3 健健発第 12243 号所長決定
一部改正令和 5 年 3 月 31 日 4 健づ発第 12513 号部長決定
一部改正令和 6 年 9 月 24 日 6 健づ発第 11001 号部長決定

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 12 条の規定により策定された政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）に基づき、地域における関係機関との連携体制を確立し、大田区において、地域の実情に応じた効果的な自殺総合対策を推進するため、大田区自殺総合対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 自殺の現状把握及びその対策に関すること。
- (2) 関係機関との連携に関すること。
- (3) 国及び東京都の自殺総合対策との連携に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者（以下「委員」という）をもって構成する。

- 2 委員は、区長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(招集及び会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員が出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員に対する報償費は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月31日4健づ発第12513号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分	委 員
学識経験者	保健医療関係
	弁護士
医療関係機関・団体の代表等	地区医師会
	地区薬剤師会
	臨床心理士
地域代表	自治会長・町会長
	民生委員児童委員
自殺防止等に関する民間活動団体の関係者	民間活動団体

自殺防止等に関する関係機関の職員	労働関係
	警察
	消防
大田区	総務部人権・男女平等推進課長
	総務部人事課長
	地域力推進部地域力推進課長
	福祉部福祉支援調整担当課長
	福祉部地域福祉課長
	福祉部自立支援促進担当課長
	保健所長
	健康政策部長
	健康政策部健康医療政策課長
	健康政策部地域健康課長
	こども家庭部子育て支援課長
	こども家庭部子ども家庭支援センター所長
	教育総務部指導課長
	教育総務部教育センター所長